

山梨県病児・病後児保育施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、病児保育事業の推進を図ることを目的として、市町村又は社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及び日本赤十字社並びに医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院、診療所及び同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（以下「社会福祉法人等」という。）が行う病児・病後児保育施設の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱によるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「病児・病後児保育施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第13項に基づく病児保育事業を実施するための建物をいい、その他の用語の意義は、平成27年7月13日府子本第202号内閣総理大臣通知の別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」（以下「国交付要綱」という。）の例による。

(補助対象)

第3条 この補助金は、第1条の趣旨に基づき市町村又は社会福祉法人等が設置する病児・病後児保育施設の整備に要する経費を補助の対象とする。

(補助対象外)

第4条 この補助金は、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備にする費用
- (4) その他整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、国交付要綱別表2又は4の第3欄の種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額（整備者が社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額は控除しないものとする。）とを比較して少ない方の額に第6欄に定める県の負担割合を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により補助金交付申請書（第1号様式）を別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。

(交付条件)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次の各号によるものとする。

- (1) 次のものを変更する場合には、事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。
 - ア 事業に要する経費の配分の変更をする場合
 - イ 事業の内容のうち、建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更であって、補助金の額の増額を伴わないものを除く。）を変更する場合

- ウ 建物の用途、設置場所の変更をする場合
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加の価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
 - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（第9号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。
また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に返還させることがある。
 - (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（第4号様式）を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。
ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するいずれかの遅い日まで保管しておかななければならない。
 - (9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - (10) 社会福祉法人等が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど地方公共団体が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
 - (11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。
- 2 市町村が社会福祉法人等に対して、この補助金を財源の一部として補助金を交付する場合、以下の条件を付さなければならない。
- ア 前項（1）、（2）、（3）、（5）、（6）、（9）、（10）及び（11）に掲げる条件
この場合において、「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
- イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- ウ 事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を業の完了の日（事業の中止又は廃止

の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するいずれかの長い日まで保管しておかなければならない。

エ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(第9号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

3 前項により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

4 社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(変更交付申請)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付の申請等を行う場合には、第6条に定める申請手続きに従い別に指示する日までに行うものとする。

(事業着工報告等)

第9条 工事に着手したときは、工事着工報告書(第5号様式)により工事に着手した日から5日以内に、また、工事の進捗状況については、工事進捗状況報告書(第6号様式)により各年度12月末現在の状況を翌月10日までに知事に報告するものとする。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、事業完了後検査のうえ交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

2 前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書(第8号様式)は、事業完了後若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月以内、又は翌年度4月5日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。なお、事業が翌年度に渡るときは、補助金が交付された年度の翌年度の4月25日までに、年度実績報告書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月23日から施行する。